

第1章 緑の基本計画について

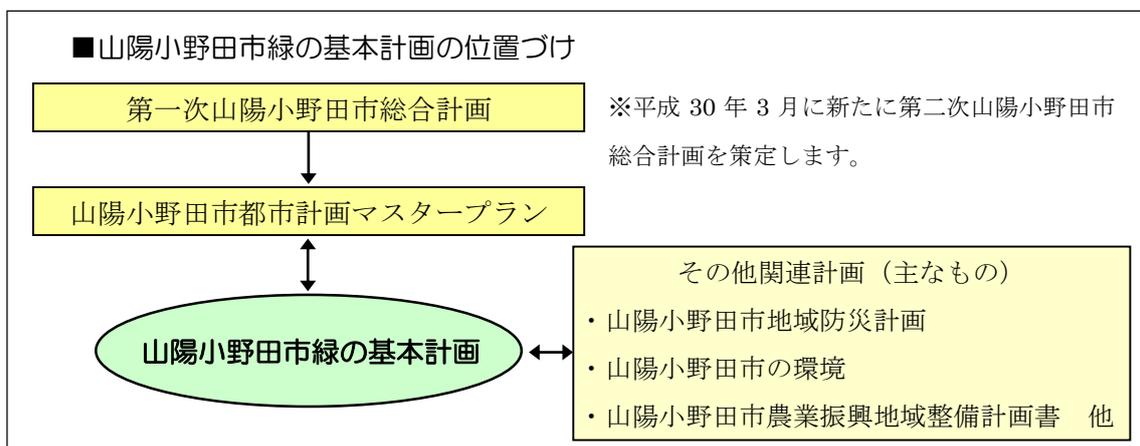
第1節 緑の基本計画について

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ、緑に関する基本的な方針を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

「山陽小野田市緑の基本計画」は、「第一次山陽小野田市総合計画」、「山陽小野田市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、その他まちづくりに関する関連計画との整合を図り策定されたものです。



第2節 山陽小野田市における緑の基本計画

1. 計画の目標と対象区域

「山陽小野田市緑の基本計画」は山陽小野田市（以下、本市）全域 13,299ha を対象とし、計画の目標年を平成37年とします。なお、上位計画の改定に合わせて計画の整合性を検証し見直しを検討します。

2. 計画対象とする緑

本計画で対象とする緑は次のとおりです。様々な緑が対象になります。

- ・山地部の樹林、草地
- ・河川、河川敷、海岸
- ・公園
- ・農地
- ・庁舎や学校等の公共施設の緑地、街路樹
- ・社寺林、住宅の庭木、事務所や工場等の緑地

第3節

緑の役割

緑は、私たちの生活を支える上で様々な役割を担っています。

本計画では、緑の役割を大きく「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの機能に分類し、それぞれの機能がより効果的に発揮、又は補完しあうように緑を配置することを基本的な考え方としています。

■環境保全機能

緑は、様々な生物の生息場所になっており、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。公園や樹林地、道路の街路樹、水辺などが繋がることで、豊かな自然が連なる生物の移動経路にもなります。

また、温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化防止にも、CO₂の吸収源として緑が重要な役割を担っています。

■レクリエーション機能

緑は、子供たちの遊び場や、多様な世代の散策、休息の場として大切な役割を担っています。また、余暇活動やスポーツ・健康づくりのための活動の場としても重要な役割を担っています。

■防災機能

公園や農地などのオープンスペースは、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能します。また、森林やため池、農地などの緑は、土砂災害の防止、洪水調整といった防災機能を有しています。

■景観機能

山や川などの緑で構成される自然的景観は、そこに住む人々の記憶に残る風景（原風景）となるほか、公園や街路樹、水辺などの緑は、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たします。